

## 二、旧一本松藩戒石銘碑の意味

霞ヶ城址は、福島県二本松市にあり、江戸時代・寛永二十年(一六四三年)から明治元年(一八六八年)までの二二〇有余年にわたり、二本松藩・丹羽氏一〇万七〇〇石の居城でした。城の東手には藩庁があつて、藩士達の通用門がありました。

その藩庁前に露出していた長さ約八・五尺、最大幅約五尺の自然石(花崗岩)の大石に刻まれたのが“戒石銘”です。五代藩主丹羽高寛公が、藩の儒学者岩井田昨非の進言により、藩士の戒めとするために、命じて刻ませたものとされ、寛延二年(一七四九年)三月一夜にして完成しました。戒石銘は、露出面の縦一・〇三尺、横一・ハニ尺の間に、四句十六字を刻みこんだものです。

(読みかた)

(意味)

爾俸爾祿  
民膏民脂  
上下民易虐  
上天難欺

爾の俸は  
爾の祿は  
民の膏は  
民の脂なり  
下民は虐げ易きも  
上天は欺き難し

お前がお上から戴く俸祿(給料)は、  
人民の汗と脂の結晶である。  
下々の人民は虐げ易いけれども、  
神をあざむくことはできない。

寛延己巳之年春三月

寛延己巳之年春三月

つまり、「お前(武士)の俸給は、人民があぶらして働いたたまものより得ているのである。お前は人民に感謝し、そしていたわらねばならない。もしこの気持を忘れて弱い人民達を虐げたりすると、きっと天罰があろうぞ。」と解釈されています。

藩政改革と綱紀肅正の指針どされたこの戒石銘が、長年にわたり一本松藩士の士風を奮い起こしたことは言うまでもあります